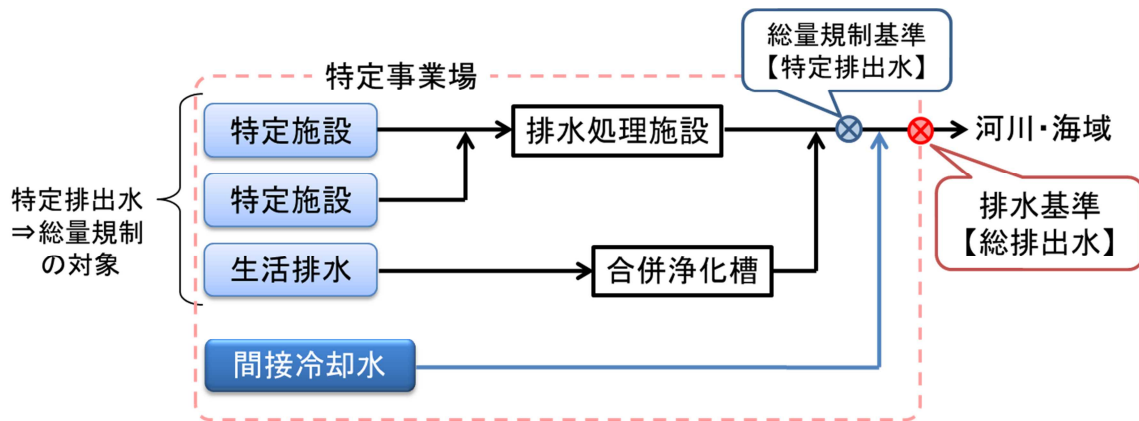


Ⅲ 化学的酸素要求量等に係る総量規制基準（案）

1 総量規制

総量規制とは、総量削減計画で定める目標量を達成するための方途の一つであり、事業場から指定水域に排水を排出する者は、次式で算出される総量規制基準値を遵守しなければならない。

なお、総量規制の適用を受ける排水は、総排水から間接冷却水や雨水等を除いた工程排水等（特定排水）である。



総量規制基準値（L [kg/日]）の算出方法

$$L = C (\text{濃度}) \times Q (\text{水量}) \times 10^{-3}$$

C: 業種等の区分毎に定められたCOD, 窒素, りんの濃度 [mg/L]

Q: 特定排水水量 [m³/日]

C値及びQは特定施設の新増設時期により区分されている。

特定施設の新増設時期	COD	窒素	りん
昭和55年6月30日まで	C _{co}	C _{no}	C _{po}
使用届により新たに特定事業場になった場合等	Q _{co}		
昭和55年7月1日以後平成3年6月30日まで	C _{ci} , Q _{ci}	Q _{no}	Q _{po}
平成3年7月1日以降	C _{cj}	C _{ni} , Q _{ni}	C _{pi} , Q _{pi}
平成14年10月1日以降	Q _{cj}		

項目ごとの総量規制基準値の算出方法は以下のとおり。

$$\text{COD (kg/日)} \quad L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 (kg/日)} \quad L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん (kg/日)} \quad L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

(1) 指定水域の区分

平成 27 年 12 月の中央環境審議会答申「第 8 次水質総量削減の在り方について」（以下「在り方答申」という。）では、

- 大阪湾においては、窒素及びりん的环境基準が達成された状況が続いている。一方で COD の環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要がある
- 大阪湾を除く瀬戸内海の水質は、他の指定水域と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であるとされた。

とされた。

このため、平成 28 年 5 月の中央環境審議会答申「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」（以下「基準答申」という。）でも、第 7 次総量規制と同様、大阪湾と大阪湾を除く瀬戸内海とに分けて基準を定めることが適当であるとされた。

(2) 総量規制基準の設定

総量規制基準の設定にあたっては、「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件(平成 28 年 9 月 5 日付け環境省告示第 80～82 号)」（以下「環境省告示」という。）に示された範囲内で、都府県知事が C 値を定めることとなっている。

基準答申では、C 値の設定にあたっては、各水域の状況に応じて、次のことに留意して適切な値を定めることとされた。

ア 大阪湾

- 第 8 次総量削減における時期区分及び業種等の区分については、第 7 次総量削減の内容をそのまま適用する。
- C 値の範囲については、大阪湾においては特に有機汚濁解消の観点から、COD について一部の業種の上限值を引き下げるが、在り方答申を踏まえ、窒素及びりんの C 値の範囲は変更しない。

イ 大阪湾を除く瀬戸内海

- 第 8 次総量削減における時期区分及び業種等の区分については、第 7 次総量削減の内容をそのまま適用する。
- C 値の設定にあたっては、水域の水質の状況等を踏まえつつ、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細かい水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ順応的な取組を推進していく必要がある。

(3) 環境省告示でC値の範囲が見直された業種等の数

項目	C 値	大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）
		下限値引き下げ	上限値引き下げ	
COD	C c o	0	8	第7次からC値の範囲が 変更された業種なし
	C c i	0	5	
	C c j	0	7	
窒素	C n o	第7次からC値の範囲が 変更された業種なし		
	C n i			
りん	C p o			
	C p i			

CODのC値の範囲の上限値が引き下げられた業種等の詳細は、参考資料Ⅲを参照

2 第8次総量規制基準の改正の考え方

第8次総量規制基準の設定にあたっては、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 業種その他の区分の細区分方法について

業種その他の区分については、基本的には環境省告示に基づく区分に準ずることとするが、本県においては、従来から、特定の業種について、環境省告示に基づく業種その他の区分を独自に細区分している。（参考資料Ⅲを参照）

第8次総量規制基準において、業種その他区分の細区分は変更しない。

(2) C値の設定について

ア 大阪湾

環境省告示において、国がCODのC値の範囲の上限値を引き下げた業種等の区分について、現状の排水の実態や濃度規制等の値を踏まえ、以下の理由によりC値は変更しない。

大阪湾においてCODのC値を見直さない理由		
規制強化 の観点	1)	浄化槽（221備考なし）及びし尿処理業（223備考(3)）を除き、県の基準値は国が定める範囲の下限値を採用しており、さらに基準を強化することはできない。
	2)	業種等区分221備考なしのC c o及び223備考(3) C c iは、該当業種が県内には存在せず、時期区分から今後も存在しないと見込まれることから、見直す必要性はない。
規制緩和 の観点		有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があること。CODの環境基準の達成状況を考慮すると、いずれの業種についてもC値を緩和する必要性はない。

また、窒素及びりんについて、国がC値の範囲を第7次から変更しなかったことを踏まえ、本県においても、C値は第7次から変更しない。

イ 大阪湾を除く瀬戸内海

国がC値の範囲を第7次から変更しなかったことを踏まえ、本県においても、COD、窒素及びりんについて、C値を第7次から変更しない。

ただし、海域における窒素及びりんの濃度の減少傾向を鑑み、下水道終末処理場等における栄養塩管理運転を順応的に実施する。